

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
モザンビーク	職業訓練センター改善計画のため の贈与に関する日本国政府と モザンビーク共和国政府との間 の交換公文	職業訓練センター改善計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	880,000千円 2023.5.31まで	2018.8.20 マプトで (同日)	日本側 池田敏雄在モザン ビーク大使 側 ジョゼ・ コンドウクラア・アントニ オ・パシエコ外務協力大 臣	2018.9.3 272号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。